

# 職務発明セミナー

～職務発明紛争の解決に向けて～

共催 日本知的財産仲裁センター関西支部, 大阪弁護士会, 日本弁理士会近畿支部

開催日 2014年(平成26年)8月25日(月曜日) 14:00～17:00

会場 大阪弁護士会館2階ホール

大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内(裏面地図を参照してください。)

日本知的財産仲裁センター関西支部 弁護士会分室

TEL 06-6364-0861

参加費 無料

定員 500名

## 第1部:基調講演「職務発明制度の今後の動向について」

◆ 講師 茶園成樹(大阪大学大学院高等司法研究科 教授)

◆ 内容 産業構造審議会での審議結果を踏まえて、今後の職務発明制度の動向について解説頂きます。

## 第2部:パネルディスカッション「職務発明を巡る実務と紛争の解決、及びその制度改正の動向」

◆ モデレーター 小池真一(日本知的財産仲裁センター関西支部運営委員会 委員 弁護士)

◆ パネリスト 茶園成樹(大阪大学大学院高等司法研究科 教授)

重富貴光(弁護士・弁理士)

亀井正博(富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部 副本部長)

小此木研二(大阪大学産学連携本部 知的財産部 教授)

◆ 内容 第1部の基調講演を受けて、職務発明の取扱いの実務の問題と紛争の解決、及びその制度改正の動向等についてパネルディスカッションを行います。

## 第3部:職務発明に関する紛争解決方法～JIPACの活用法～

◆ 講師 北岡弘章(日本知的財産仲裁センター関西支部運営委員会 副委員長 弁護士・弁理士)

◆ 内容 第1, 2部を踏まえて、職務発明に関する紛争解決の一つの選択肢としての、日本知的財産仲裁センターの利用をわかりやすく説明し、当センターの業務と活用方法を説明します。



### 交通手段

- ① 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ② 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ③ 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ④ JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

## 参加申込書

日本知的財産仲裁センター関西支部（弁護士会分室）行き

平成26年8月18日（月曜日）までにお申込ください。 **FAX 06-6364-1255**

貴社名		ご 職 業	<input type="checkbox"/> 会社経営者 <input type="checkbox"/> 会社員
ふりがな 貴名			役職（ ） ▼該当する方はレ印・登録番号をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 弁護士 登録番号（ ） <input type="checkbox"/> 弁理士 登録番号（ ）
ご連絡先	〒		
<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> ご自宅			
	TEL ( )	—	
	FAX ( )	—	
E-mail	@		

※ お差支えなければ、貴社名、役職も併記ください。

※ なお、この参加申込書に記載いただいた個人情報は、参加人数の把握及び受付業務のみに使用させていただきます。

※ 本セミナーは、継続研修として大阪弁護士会（3単位）・日本弁理士会（2.5単位）（予定）が付与されます。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

弁護士会分室 TEL 06-6364-0861

弁理士会分室 TEL 06-6453-8205